

監査報告書

2026年6月4日

社会福祉法人黒松内つくし園

理事長 岡久 孝雄 殿

監事

坂口佳

監事

武井光夫



私たち監事は、2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等(事業報告及びその附属明細書)について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

① 監事の監査の方法及びその内容

(1) 理事長・常務理事との面談

(2) 監査法人の会計監査内容の精査

(3) 内部統制状況(第4四半期法人役員の業務状況等)

(4) 事業報告書・決算報告の精査(事業・会計)(資産管理・明細書・台帳点検)

・事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書監査

②事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見

※事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

③当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

※理事の職務の執行に関しては、毎月の業務執行状況の報告及び理事会の業務報告及び理事会での発言等を精査、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

④監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

※なし

⑤監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

※なし

⑥監査報告を作成した日

※2026年6月4日

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

①監事の監査の方法及びその内容

※事業報告書・決算報告の精査(事業・会計)(資産管理・明細書・台帳点検)

・事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書監査

※予算と決算においての乖離が大きいので、今後予算作成時には事業計画内容や社会情勢・制度改革・補助金等の見込みを十分検討する必要がある。

②会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会計監査報告を期限までに受領していない場合はその旨)

※2026年6月1日会計監査法人報告 無限定適正評価 特に問題なく報告あり。

③ 重要な後発事象(会計監査報告の内容となっているものを除く。)

※なし

④会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

※監査の概要や期中監査等に立会、監査報告内容から適正と認める。

⑤監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

※なし

⑥監査報告を作成した日

※2026年6月4日